平成２７年（フ）第４８４３号
大阪府吹田市南吹田５丁目16番24―509号
破産者　斎藤　広樹
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８７２号
大阪市平野区平野西３丁目９番24号　ホワイトハウス平野305
破産者　平良　未義
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６２号
奈良市帝塚山１丁目22番15号
破産者　高階　千尋
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４号
大阪市浪速区幸町１丁目３番34―404号、前住所大阪府富田林市藤沢台３丁目10番21号
破産者　岡　　毅
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２号
大阪府藤井寺市藤井寺２丁目２番15号
破産者　鈴木　央文
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
大阪府大阪狭山市池尻自由丘２丁目10番18号Ｂ号
破産者　山本　美帆（旧姓松良）
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４７号
広島市佐伯区皆賀２丁目６番21―102号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町大通２丁目５番14号
破産者　丸岡　義範
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目31番32号、住民票上の住所福岡県久留米市宮ノ陣５丁目21番15号
破産者　福成　正祐
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２７７号
青森市千刈３丁目24番３号
破産者　牧野紀代志
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
福島市松川町字向町９番地
破産者　高橋　　武
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３号
神奈川県横須賀市佐原４丁目13番５―106号
破産者　齋藤　幸乃
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２２３号
新潟市西区五十嵐３の町東15番64号　第２みはらしハイツ１―Ｅ号、開始決定時の住所新潟市西区五十嵐下崎山234番地
破産者　廣澤　雅昭
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６６号
福井市北四ツ居町第31号37番地４、開始決定時の住所福井県坂井市春江町高江第１号１番地119
破産者　髙木　滋夫
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
香川県木田郡三木町大字池戸947番地４　コーポ安西205号
破産者　三浦　博文
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５６号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野１丁目１番地２吉原ハイツＡ―202号、開始決定時の住所茨城県稲敷郡阿見町大字青宿826番地３
破産者　武田　正一
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
香川県高松市木太町1642―１、前住所長野県飯田市北方56番地１
破産者　善生　國男
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２００９号
札幌市豊平区西岡５条14丁目19番17号、開始決定時の住所札幌市白石区本郷通９丁目南３番12―903号
破産者　平井由佳里
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部